

電子保証の導入について

工事請負、工事委託及び設計・測量等の工事関連契約に係る契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを、令和8年5月から開始します。

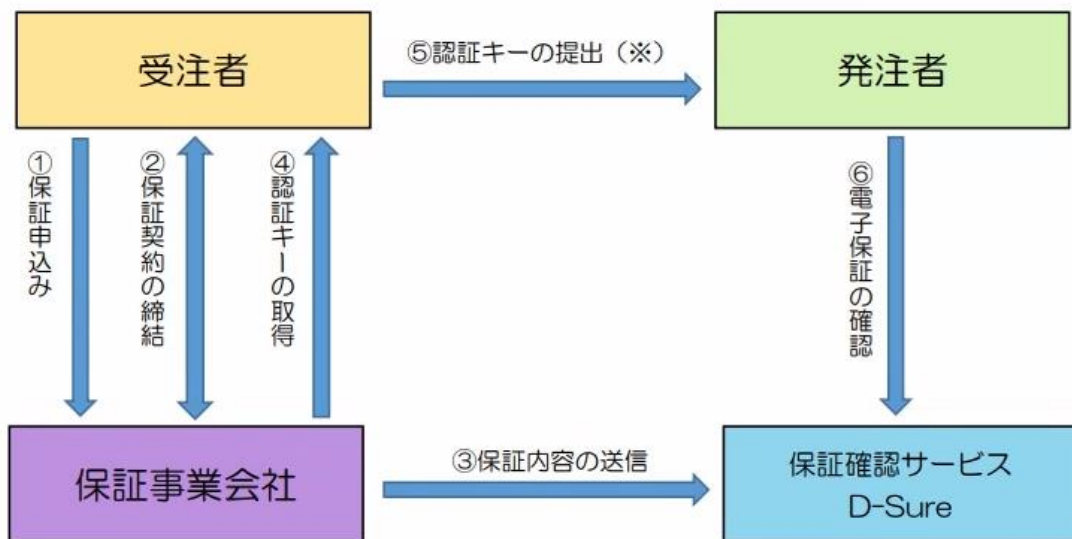
なお、電子保証の申込み方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

1. 電子保証の取扱いが可能な契約

令和8年5月1日以降に締結する建設工事、工事委託及び設計・測量等の工事関連契約から提出が可能となります。

※電子保証の運用開始後も、これまでどおり紙による保証証書の提出も可能です。

2. 電子保証の仕組みおよびフロー



「⑤認証キーの提出方法」

保証事業会社から提供された電子保証に係る「認証キー」のお知らせを、電子メールにて各発注担当課（者）のメールアドレスに提出してください。

※認証キーがどの案件のものであるかをメール文に記載してください。